

取引業者 各位

2020年5月8日
国立研究開発法人理化学研究所
横浜事業所 契約課

2020年5月11日～6月7日における 理化学研究所横浜地区における契約業務対応について

平素より大変お世話になっております。国内における新型コロナウイルス感染症への感染状況を踏まえ、政府対策本部長より5月4日に緊急事態宣言を5月31日まで延長する決定が発出されたことに鑑み、横浜地区においては、当初2020年4月9日～5月10日の間としていた全職員等の在宅勤務体制を、2020年6月7日まで延長することとなりました。

延長された期間においては、当面の間、2020年4月9日～5月10日と同様に、実験動植物資源の維持等、必要最低限度の案件を除き、新規契約手続きは、原則として停止します。また、発注済み案件については、研究室等要求元において確実に受け取れるよう、納品日時について事前に打ち合わせを行ってください。併せて、必要不可欠な物品等の納品や、緊急発注手続にご対応いただく場合を除き、当地区への来訪は可能な限り控えていただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスの感染状況の変化等により、対応が一部変更となる場合があります。併せてご理解・ご協力のほどお願いいたします。

以上